

議案第 25 号

愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年愛西市条例第 127 号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 29 年 8 月 31 日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、愛西市立田地域交流拠点施設の利用料金の基準を改定するため必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「施設」の次に「のうち産直施設又は地域特産品供給施設」を加える。

第9条中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第10条中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「前各号に定めるもののほか、」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「規則」の次に「の規定又は第7条第2項の規定により許可に付された条件」を加え、同号を同条第5号をし、同条に次の1号を加える。

（6） 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。

第11条第2項中「別表の定める金額」を「1月につき売上高（農産物、地域特産品等を販売をして得た対価の額の総額をいう。）に100分の15（市内に住所を有する個人及び市内に主たる事務所を有する団体以外の者にあつては、100分の20）を乗じて得た額」に改める。

第12条中「利用者が」を「利用者は、」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の産直施設又は地域特産品供給施設（以下「産直施設等」という。）の利用に係る料金について適用し、施行日以前の産直施設等の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定により市長の指定を受けた者は、施行日前においても、施行日以後の産直施設等の利用に係る料金の設定について、新条例第11条第2項の規定の例により行うことができる。